

平成21年度

本庄市 職員採用試験 のご案内

(詳しくは受験案内をご覧ください。)
★行政管理課 ☎ 251160



◇採用予定日

平成22年4月1日

◇募集職種・募集人員・受験資格

募集職種	募集人員	受験資格
一般事務職	10人程度	大学・短期大学・高等学校等を卒業した人又は平成22年3月31日までに卒業見込みの人で、昭和54年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人
一般事務職 (身体障害者対象)	2人程度	次の①～④のすべてを満たす人 ①身体障害者手帳の交付を受けている人 ②自力により通勤ができ、介護者なしに一般事務職としての職務遂行が可能な人 ③活字印刷文による筆記試験に対応できる人 ④大学・短期大学・高等学校等を卒業した人又は平成22年3月31日までに卒業見込みの人で、昭和49年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人
技術職(土木)	1人程度	大学・短期大学・高専・専門学校・高等学校の土木関係の学部・学科を卒業した人又は平成22年3月31日までに卒業見込みの人で、昭和54年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人
技術職(建築)	1人程度	大学・短期大学・高専・専門学校・高等学校の建築関係の学部・学科を卒業した人又は平成22年3月31日までに卒業見込みの人で、昭和54年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人
保健師	1人程度	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人又は平成22年春季国家試験において免許取得見込みの人
管理栄養士	1人程度	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、管理栄養士免許を有する人

※「大学入学資格検定」及び「高等学校卒業程度認定試験」の合格者については、受験資格要件の「高等学校等を卒業した人」として扱うものとします。

※各職種とも地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は受験できません。

※次の①②に該当する日本国籍を有しない人も受験できます。

①「出入国管理及び難民認定法」の規定による永住者

②「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」の規定による特別永住者



◇第1次試験の方法

- 一般事務職(身体障害者対象を含む)…教養試験・作文試験
- 技術職(土木)・技術職(建築)・保健師・管理栄養士…教養試験・専門試験

◇第1次試験日と会場

9月20日(日) 中央公民館又は本庄市役所

◇第2次試験の方法

面接試験(第1次試験合格者のみ)

◇受験申込

次の書類を本人が直接行政管理課(市役所3階)に提出

- ①受験申込書
- ②自筆の履歴書(写真をはったもの)
- ③身体障害者手帳の写し…一般事務職(身体障害者対象)
- ④資格免許証の写し…保健師(取得している人)、管理栄養士(必須)

※書類及び受験案内は7月1日(水)から配布します。

◇申込受付期間

8月3日(月)～7日(金) 午前8時30分～午後5時15分

7月は青少年の非行問題に取り組む特別強調月間です

地域ぐるみで非行を防止しましょう！

★埼玉県北部地域振興センター本庄事務所 ☎2411110

次代を担う青少年が心身ともに健やかに育つことは、県民すべての願いであるにもかかわらず、今日の青少年を取り巻く環境は、必ずしも良いとはいえません。

特に、学校が夏休みになる7月から8月は、子どもたちが非行に陥りやすい時期です。

そこで、県では毎年7月を「青少年の非行問題に取り組む特別強調月間」と定め、市町村をはじめとした関係団体・家庭・学校・地域住民と連携し、青少年の健全育成を図るための運動を展開します。

みなさんも青少年の非行根絶を願う気持ちを身近な行動に移すことでご協力をお願いします。

県民としての取組

- 家庭の役割
家族の一員としての自覚の育成
- 学校の役割
子どもたちと地域の人々とのふれあいの場としての学校の創造
- 地域の役割
子育ての経験や知恵を生かした声かけ
- 社会全体の役割
子どもを健全に育てる環境づくり



非行防止パネル展を開催します

喫煙ストップ運動、地域ぐるみの非行防止運動について、分かりやすくお知らせします。ぜひご覧ください。

①セルディ会場

日時 7月2日(木)～8日(水) 午前9時～午後5時

②本庄BLALA会場

日時 7月9日(木)～15日(水) 午前10時～午後8時

※①②とも、1階展示スペースで初日は正午から、最終日は正午まで開催

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

★福祉課 ☎251126
総合支所健康福祉課
☎241331 (内線311)

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

行動目標

- ① 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- ② 犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう
- ③ これらの点について、地域社会の理解が得られるよう協力しよう

重点事項

犯罪や非行をした人たちの就労支援

キャンペーンを実施します

「社会を明るくする運動」の期間中に、「青少年非行防

止運動」と合わせて街頭キャンペーンを行います。

○7月16日(木)

場所 市民プラザ・本庄駅・ベルク本庄店・本庄BLA・アピタ本庄店周辺

○7月19日(日)

場所 こだま夏まつり会場

講演会を開催します

少年犯罪予防委員会代表の幸島美智子氏を講師に迎え、「親子の絆を深めるために」と題して講演会を行います。また、平成20年度「社会を明るくする運動」作文コンテスト入賞者の作文発表も合わせて行います。

日時 7月12日(日) 午後2時～

会場 セルディ

青少年の非行防止と更生保護にあなただの愛の手とあたたかい心を！

更生保護女性会では、青少年の非行防止と更生保護活動推進のため「社会を明るくする運動」期間中、愛の募金運動を行っています。みなさんのご協力をお願いします。

- ・埼玉県更生保護女性連盟
- ・本庄市更生保護女性会
- ・本庄市児玉町更生保護女性会